

別記様式第1号(第四関係)

あ い な ん ち く か っ せ い か け い か く
愛南地区活性化計画

愛媛県

愛媛県愛南町

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	愛南地区活性化計画	市町村名	愛南町	地区名	愛南	計画期間	平成27年度～平成30年度
都道府県名	愛媛県						

目 標 :

愛南地区の地域資源の有効活用をテーマに、漁港施設の物流拠点や農業生産基盤の整備による農林水産物の産地化と高付加価値化を図るとともに、棚田地域を保全整備し、海・田園・山のある美しく豊かな自然をのんびりと過ごし楽しむことができる場の提供を通じて、地域の魅力をPRすることにより、当地域の活性化を目指す。

具体的な数値目標として、

- ①農業用水の確保や水産物集出荷施設の整備など、地域の魅力ある農林水産物の産地化と高付加価値化を図り、町内産直施設2カ所(道の駅みしょうMIC・緑新鮮市)の農林水産物販売額を、現状H23年度～H26年度の1,691,000千円からH27年度～H30年度に1,768,000千円の4.6%増加を目指す。
- ②県が推奨する「愛媛マルゴト自転車道構想」を契機とし、愛南町の自転車道コース沿線に位置する既存施設を利用したグリーンツーリズムとの連携により、町内産直施設2カ所(道の駅みしょうMIC・緑新鮮市)の利用者数を、現状H23年度～H26年度の2,140,000人からH27年度～H30年度に2,871,000人の1.4%増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

愛南地区は、愛媛県の最南端に位置し、北は宇和島市、南は高知県と接し、内陸部では四国山脈から分岐した篠山山脈を望み、海岸部は太平洋に面している。篠山山脈の森林地帯から流れる僧都川流域には平野部が開け、市街地と水田地帯を形成しており、海岸部は「足摺宇和海国立公園」に指定されたリアス式海岸が美しい景観を呈している。気候は、四季を通じて温暖で、梅雨期には雨が多く南海型気候の特色を持っている。

当地区の産業は、カツオの一本釣り漁や鯛・ハマチ・ヒオウギ貝の養殖など日本有数の生産基地となっている。また、水稻の早期栽培や生産量日本一の愛南ゴールド(河内晩柑)など柑橘栽培による複合経営の農業が営まれており、中間農業地域に属する農地は、平地部から山腹にかけては水田が開け、傾斜地には樹園地が広がり、耕地面積は1,480haで水田約750ha、樹園地約730haである。

当地区への交通手段としては、これまでに松山自動車道及び宇和島道路の津島高田ICまでを供用しており、宇和島市(津島)から愛南町(内海)までの自動車道の整備延伸も決定し、県都松山市や宇和島市からの飛躍的なアクセス向上が期待されている。

現状と課題

愛南地区の人口減少と高齢化は県内においても特に著しく、農業においては、高齢化率が43.3%に達し深刻な状況となっており、後継者不足や耕作放棄地の増加へと繋がり優良農地の確保が困難な状況となっている。水産業においても魚価低迷が続く中、燃料・資材・餌代の高騰や高齢化と後継者不足が相まって漁業者の減少が止まらない状況となっており、農林水産業者の確保が重要な課題となっている。

また、当地区は農林水産物の需要地である都市圏域からは遠隔な地域であり、農林水産物の収益性を高めるために生産から商品開発・加工・流通・販売ルートの開拓まで一体となった取り組みが求められており、安定的な生産を行うことができる環境整備や地域間交流による交流人口の拡大が重要な課題となっている。

今後の展開方向等

地域資源の有効活用をテーマに、以下の施策を実施して、生産者と産直施設の連携やグリーンツーリズム参加者の県内外へのPRIによる波及効果により、交流人口の拡大や農業の6次産業化による地域の活性化を図る。

- ・樹園地では、効率的で安定的な生産をするための農業用水施設の更新を実施するとともに、愛南ゴールド(河内晩柑)を1年かけて熟成させる「木なり」の技術を確立し、一層の産地化と高付加価値化を図る。
- ・山間地では棚田地域の保全整備を行い、豊かな自然環境や優良農地の確保に努める。
- ・漁業の振興策として、水産物の高付加価値化につながる荷捌施設等の整備を実施し、魚食教育と連携した水産物の販路拡大を図る。
- ・グリーンツーリズム事業や町内で実施の各イベント等で特産品のPRを行い、農水産業所得の向上を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
愛南町	大久保山	基盤整備(農業用排水施設)	愛南町	有	イ	
愛南町	増田	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	愛南町	有	ニ	
愛南町	愛南	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用施設)	愛南町	有	ハ	
愛南町	御荘	処理加工集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	愛南漁業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
	該当なし				

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
愛南町	愛南	社会資本整備総合交付金	愛南町	自転車利用環境整備事業(町道部分)
愛南町	愛南	都市農村共生・対流総合対策交付金	愛南グリーンツーリズム推進協議会	愛南町補助
愛南町	愛南	愛南びやびや祭り事業	愛南びやびや祭り実行委員会	愛南町協賛
愛南町	愛南	愛南まるゴト秋の味覚祭事業	愛南まるゴト秋の味覚祭実行委員会	愛南町協賛
愛南町	愛南	うまいもん市inあいなん事業(愛南町観光客誘致事業)	愛南町観光協会	愛南町補助

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

愛媛県を事業主体として、実施されるえひめマルゴト自転車道整備事業(ツールドあいなん)
--

3 活性化計画の区域

愛南地区(愛媛県愛南町)	区域面積	23,584ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の面積23,586ha(市街化・用途区域を除く)のうち、農林地面積は19,301haで81.8%を占め、 農林漁業従事者は2,165人で総従事者10,228人に対し21%を占めている。		出典 H25国土地理院 H26愛南町 都市計画資料 2010年農林業センサス H22国勢調査
②法第3条第2号関係： 人口動態は、平成21年から平成25年において人口減少率7.6%であり、平成25年の高齢化率は34.9%に達している。 農業就業人口の減少率は平成17年から平成22年で20.5%、平成22年の高齢化率は43.3%に達している状況である。 農林水産業の人口減少と高齢化は、後継者・担い手不足を引き起こしており、意欲ある担い手の育成・確保が課題となっている。 農林水産業の活性化には、生産性の向上を支援し、農林水産業の魅力を高めることが求められており、地域の特産品により地域の魅力をPRするなど、交流人口の拡大が必要不可欠な区域である。		出典 愛南町住民台帳 2005年農林業センサス 2010年農林業センサス
③法第3条第3号関係： 荷さばき施設建設予定地は都市計画の用途地域(準工業地域)であるが、漁業センサスの対象となる漁業集落であり施設整備に問題はない。また、その他の区域には用途区域は含まれていない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標達成状況の評価は、活性化計画終了年度の翌年6月に、道の駅みしょうMIC・緑新鮮市の2箇所の産直施設の利用者数をレジデータから確認する。また、販売額は各産直施設の決算書を確認し、愛南グリーンリズム推進協議会等の第三者により評価・検証を行う。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表) あいなんちょう 愛南町	H27～H30

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089-941-2111	089-921-9579	nouchiseibi@prf.ehime.jp
愛南町農林課	0895-72-7311	0895-72-6655	norin@town.ainan.ehime.jp
愛南町水産課	0895-72-7305	0895-72-1214	suisanshinko@town.ainan.ehime.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (大久保山)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保 (目標番号:9)	293.3 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画期間内に基盤整備により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha)
<p>事業活用活性化計画目標の設定根拠</p> <p>当地区は、昭和55年から平成4年に団体営事業により、末端かんがい排水施設の整備を行い、愛南ゴールド(河内晩柑)を中心とした中晩柑類と水稻を基幹作物としてきたが、給水施設は整備後30年余りを経過し、老朽化による施設の破損や機能低下がみられ、かん水や防除等の営農や施設の補修・維持管理に多大な労力を要しており、高付加価値作物の導入や農地の流動化などの新たな農業展開に支障をきたしている。 このため、給水栓や流量計等の給水施設の更新整備を行い、農作物の品質向上・生産コスト・管理負担の低減をし農業経営の改善を進めるとともに、地域の活性化を図る。</p> <p>よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p> <p>農用排水施設の受益面積=293.3ha</p>		
事業活用活性化計画目標 (増田)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保 (目標番号:9)	4.8 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画期間内に基盤整備により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha)
<p>事業活用活性化計画目標の設定根拠</p> <p>本地区は昭和55年～59年にかけて新農業構造改善事業により区画整理され、急峻な地形条件のもと、水稻の栽培を中心として農業を営んでいるが、農業用施設の老朽化が進行し、補修や維持管理に多大な労力を費やすとともに、小規模な溪流からの不安定な取水と、畦畔や用水路からの漏水で、農業用水が不足しており、安定的な農業用水の確保が急務となっている。さらに、高齢農家による畦畔の畔塗りや草刈り、裏溝掘り作業は肉体的・精神的負担となり、作業効率の悪化を招くだけでなく、耕作を断念し、耕作放棄地が増加する大きな要因となっている。 このため、耐久性畦畔・湧水処理の整備と水源施設・用水のパイプライン化を進め、優良農地の確保と農業経営の改善を進める。</p> <p>よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p> <p>農用排水施設(A=4.8ha)+耐久性畦畔・湧水処理(A=1.0ha)-重複面積(A=1.0ha)=受益面積(A=4.8ha)</p>		

事業活用活性化計画目標 (愛南)	増加率等		増加率等の算出
	交流人口の増加 (目標番号:2)	15.4%	

事業活用活性化計画目標の設定根拠

県が推奨する「愛媛マルゴト自転車道構想」の誘導表示施設や駐輪場の整備を契機とし、愛南町の自転車道コース沿線に位置する産直施設や既存施設を利用したグリーンツーリズムとの連携により、交流人口の増加による地域の活性化を図る。

よって、計画区域外からの入込客数の増加を数値目標として設定する。
目標入込客数(546人) ÷ 現状の入込客数(473人) × 100 - 100 = 入込客数の増加(15.4%)

既存の産直施設を農家とサイクリストが触れ合える拠点施設として位置付けており、産直施設への入込客数や販売額の増加が見込まれ、施設利用者と農家の交流が図られる。このことから、産直施設の組合員は農家であり、受益者3戸以上を満たしている。

年度	計画前利用者数(人)				計画期間内利用者数(人)			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
利用者数	116	116	116	125	125	130	140	151
前年比(%)	-	-	-	7.8	0.0	3.9	7.8	7.8
計	473				546			
増減					73			

※H23・H24については、データがないためH25データを使用
 ※事業実施期間がH28-29のため事業効果発現H28以降とする

事業活用活性化計画目標 (御荘)	増加率等		増加率等の算出
	地域産物の販売量の増加 (目標番号:5)	15.1%	

事業活用活性化計画目標の設定根拠

※本事業により建設される施設を利用し販売された水産物量を算定

- 計画期間前(H23~H26)の販売量(t)(現状)
 - ・愛南漁協(南内海支所)における主要魚種(マガキ、イサキ)の販売量
- 計画期間内(H27~30)に期待される販売量(t)
 - ・新設される荷さばき施設における主要魚種(マガキ、イサキ)の販売量
 - 新設される荷さばきによる鮮度管理された魚介類の取扱い量の増加
 - 新設される荷さばきの活魚水槽を活用した、活魚・魚介類の消費地販売による取扱い量の増加
 - 併設されている製氷施設を利用することによる取扱い量の増加

年度	計画期間前販売量(t)				計画期間内販売量(t)			
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
魚介類の取扱い量	59.7	63.4	81.4	68.2	68.2	68.2	88.8	88.8
計	272.7				314.0			

※H26年度の取扱量はH23~25の平均値

(計画期間前) 魚介類の取扱量は、愛南漁協南内海支所による実績値
 (計画期間内) 魚介類の取扱量はH23~H26の平均販売実績値を元に算定

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用排水施設	大久保山	農業用排水施設	給水施設 n=302 給水栓 φ50mm	H27～H28	大久保山 土地改良区	85,000	46,750	55%	46,750	当地区のかんがい排水施設は、整備後30年余りを経過し、給水施設の老朽化による施設の破損や機能低下がみられ、かん水や防除等の営農や施設の補修・維持管理に多大な労力を要しており、高付加価値作物の導入や農地の流動化などの新たな農業展開に支障をきたしている。 このため、給水栓や流量計等の給水施設の更新整備を行い、農業用排水施設の機能を確保し、農作物の産地化や農地の流動化等を図るとともに、産直施設への農産物の出荷を増やし、農業経営の改善を進めることにより、地域の活性化を図る。
小規模農林地等保全整備	増田	農業用排水施設 耐久性畦畔湧水処理	ポンプ n=1 送水管 L=1200m 貯水槽 n=1 配水槽 n=1 パイプライン L=1740m L=220m L=610m	H27～H29	愛南町	68,000	37,400	55%	37,400	本地区の農業用水施設は、老朽化による管理負担の増大や、不安定な取水と用水路からの漏水により農業用水が不足しており、農作物の生産に支障をきたしている。さらに、高齢農家による畦畔の畔塗り等の作業は肉体的・精神的負担となり、作業効率の悪化を招くだけでなく、畦畔を断念し、耕作放棄地が増加する大きな要因となっている。 このため、水源施設・用水のパイプライン化と耐久性畦畔・湧水処理の整備を実施し、優良農地の確保と農業経営の改善を進めるとともに、棚田地域の整備により保全された、美しく豊かな自然環境を計画区域の内外へPRすることにより、交流人口の拡大を図る。
自然環境保全活用施設	愛南	案内板 駐輪場	案内板 n=8 駐輪場 n=1 視線誘導表示 L=15.2Km	H28～H29	愛南町	22,000	11,000	50%	11,000	県が推奨する「愛媛マルゴト自転車道構想」の誘導表示施設の整備を契機とし、愛南町の自転車道コース沿線に位置する産直施設や既存施設を利用したグリーンツーリズムとの連携により、交流人口の増加による地域の活性化を図る。
農林水産物出荷貯蔵施設	御荘	漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建設、検量施設及びこれらの附帯施設	荷さばき施設 鉄筋コンクリート造2階建 延べ床面積 A=1,495.5m ² 駐車場 103台 A=3,300.0m ²	H27～H28	愛南漁業 協同組合	244,400	122,200	50%	122,200	施設の老朽化や係留施設・荷さばき用地の不足が課題となっている現施設を、交通アクセスが良好で既存の製氷施設に隣接した場所に一体的に整備し、鮮度管理された魚介類や活魚等の付加価値を高めた水産物の取扱量を増加させることにより、漁業者の所得を向上させ定住を促進するとともに、地域の活性化を図る。
合 計						419,400	217,350		217,350	

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
該当なし			

IV 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

事業別内容	計画の提出年度	新規・変更の別 新規「1」 変更「2」	都道府県名		計画主体			ハード・ソフト事業の別 ハード「1」 ソフト「2」	整理コード	市町村名	地区名	地域指定状況										計画期間 最終年度	事業活用活性化 計画目標		他の施策との連携								全体計画								
			名称	コード (地方公共団体 コード番号(総務 省))	名称	コード (地方公共団体 コード番号(総務 省))	計画 番号					山村 振興	過疎 地域	特定 農山村	半島 振興	離島 振興	豪雪 地帯	急傾 斜地	沖縄	奄美 群島	目標 番号		増減 率等	生産製造 連携計画	再生可能 エネルギー 供給施設 整備	離島振興 計画	輸出促進 条件整備	耕作放棄 地の解消 対策	地域再生 計画	総合化事 業計画	定住自立 圏共生シ ン	事業 メニュー 番号	事業メニュー名	要件 類別 番号	事業内容 及び 事業量	実施期間	事業実施 主体	全体事業費 (A)	交付金額 (千円未満切 捨)	交付額 算定 交付率 (B)	交付限度額 (C)=(A)×(B) (千円未満切捨)
			円	円	円																																				
内訳	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1	1	愛南町	大久保山	1	1	1												1	農業用 用排水施設	6	畑かん 末端施設整備1式 (293.3ha)	H27~H28	大久保山 土地改良区	85,000,000	46,750,000	55	46,750,000							
	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1	2	愛南町	増田	1	1	1												57	小規模農林地等 保全整備	22	ポンプ 送水管 L=1,200m 貯水槽 n=1 配水槽 n=1 パイプライン L=1,740m 耐久性畦畔工 L=220m 湧水処理工 L=610m	H27~H29	愛南町	57,000,000	31,350,000	55	31,350,000							
	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1	3	愛南町	愛南	1	1	1												45	自然環境保全 活用施設	4	視線誘導表示 L=15,200m 案内板 n=8 駐輪場 n=1	H28~H29	愛南町	22,000,000	11,000,000	50	11,000,000							
	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1	4	愛南町	御荘		1	1												28	農林水産物 集出荷貯蔵施設	17	荷さばき施設1棟 A=1,495.5m ² 付帯施設1式 A=3,300m ²	H27~H28	愛南漁業 協同組合	244,400,000	122,200,000	50	122,200,000							
	合計(F)	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3		999																										419,400,000	217,350,000		217,350,000			
事業活用活性化計画目標等	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069			1001																																	
		愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069			1002																																	
		愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069			1003																																	
		愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069			1004																																	
								1005																																	
								1006																																	
①事業費計(=F))	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3		2001																												419,400,000	217,350,000		217,350,000		
②ハード事業	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1	2002																													419,400,000	217,350,000		217,350,000	
創意工夫発揮事業							1	2003																													0	0		0	
附帯事業							1	2004																													0	0		0	
③ソフト事業							2	2005																													0	0		0	
創意工夫発揮事業							2	2006																													0	0		0	
④市町村等附帯事務費	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1	2007																													1,676,000	838,000		838,000	
⑤都道府県附帯事務費	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1	2008																													7,118,000	3,559,000		3,559,000	
総合計(①+④+⑤)	H27	1	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3		2009																											428,194,000	221,747,000		221,747,000		
うちハード事業(②+④+⑤)	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1	2010																													428,194,000	221,747,000		221,747,000	
うちソフト事業(③)							2	2011																												0	0		0		
共同で計画作成を行う場合の内訳																																									
愛南町	事業費(ハード)	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1																													419,400,000	217,350,000		217,350,000	
	市町村等附帯事務費	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1																														1,676,000	838,000		838,000
	事業費(ソフト)						2																														0	0		0	
愛媛県	事業費(ハード)						1																														0	0		0	
	都道府県附帯事務費	H27	愛媛県	380008	愛媛県 愛南町	380008 385069	3	1																														7,118,000	3,559,000		3,559,000
	市町村等附帯事務費						1																														0	0		0	
	事業費(ソフト)						2																														0	0		0	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県愛南町	
計画期間 実施期間	平成27年度～平成30年度 平成27年度～平成29年度	総事業費(交付金)
		419,400千円(217,350千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	過疎高齢化が著しく進行している地域であり、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保や棚田地域の保全、また「愛媛マルチ自転車道構想」の誘導表示施設の整備を契機とした交流人口の増加や水産物集出荷施設の整備による地域産物の販売量の増加を図り、安定した農林水産業の経営確保と新たな展開を進めることにより、地域の活性化を目指しており、法及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	第2次愛南町総合計画(平成26年～平成33年)、土地改良事業管理計画(事業計画期間中に制定)、県および町の過疎地域自立方針(平成22年11月制定)等との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	受益者、水利組合、土地改良区、地域住民が組織する自治会、愛南漁協等に事業概要を説明し、合意形成されている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	<input type="radio"/>	事業推進に当たり、地域懇談会(女性含む)で意見交換を行っている。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	それぞれの地区で、事業推進協議会を設置し、推進体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	農業用排水施設整備・棚田地域の保全により定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保を図り、地域が目指す「産地化」・「高付加価値化」が推進され、耕作放棄地を解消することで定住の促進が図られる。 また、水産物集出荷施設整備による水産物の高付加価値向上や販路が拡大され、販売量の増加が図れる。 さらに、「愛媛マルチ自転車道構想」の誘導表示施設の整備を契機として、自転車道コース沿線に位置する産直施設等との連携により、交流人口の増加が見込まれる。 これらのことから、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	本計画4地区の実施期間をH27～H29の3ヶ年とし、効果発現期間を考慮し計画期間をH27～H30の4ヶ年としており適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×国費率)の範囲内か	<input type="radio"/>	交付金要望額 = 217,350千円 交付限度額 = (85,000+68,000)千円×国費率55%+(22,000+244,400)千円×国費率50% = 217,350千円であり、範囲内である。

2 個別事業について (大久保山地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施工にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木構造物等は、土地改良事業計画設計基準(農林水産省構造改善局)に基づく検討を行い安全性を確保する。また、設計・施行等においては、愛南町土木工事検査基準等に準じて実施予定であり検査体制は確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)により、配水管(その他のもの)40年、給水栓(金属造)14年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルに基づく算定により、総費用総便益比=1.06>1.0
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	要件類別6の事業主体(町)と、事業メニュー①の事業内容の要件である以下の要件を満たしている。 ・五法指定地域等(山村、過疎、特農)であり、受益面積は概ね5ha以上(293.3ha)である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	大久保山土地改良区が、施行及び施設管理を行うため目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者にも、施設の利用・運営についての実施内容の説明や意見の徴収を行う等、土地改良区員としての参画の場を設けており適切である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	更新整備であるが、営農体系に変更がある箇所については、スタンド式給水栓を採用するなど、経済的な工法を検討しコスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しが付いているか	○	更新整備であるため現況施設敷内で整備する方針であるが、用地の確保が必要な場合は適切に交渉を進め用地を確保する予定である。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	大久保山土地改良区において、資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行い理事会で承認されており、予算措置は適正に行われている。

<p>入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か</p>	<p>○</p>	<p>工事委託については、一般競争入札にて執り行う予定である。</p>
<p>整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか</p>		
<p>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</p>	<p>○</p>	<p>大久保山土地改良区の維持管理計画書に従い適正に管理・運営を行う。</p>
<p>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</p>	<p>—</p>	<p>該当なし。</p>
<p>他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)</p>	<p>—</p>	<p>他の事業への重複申請はない。</p>

2 個別事業について (増田地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施工にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木構造物等は、土地改良事業計画設計基準(農林水産省構造改善局)に基づく検討を行い安全性を確保する。また、設計・施行等においては、愛南町土木工事検査基準により実施予定であり検査体制は確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)により、(農林業用)主としてコンクリート造、レンガ造、石積又はブロック造の建造物:20年、その他の建造物:8年、内燃機関、ボイラー及びポンプ:8年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルに基づく算定により、総費用総便益比=1.18>1.0 (農地保全:1.54 農用排:1.12)
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	要件類別22の事業主体(町)と、事業メニュー(57)の事業内容の要件である以下の要件を満たしている。 ・五法指定地域等(山村、過疎、特農)であり、勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占め、各工種の合計の受益面積は1ha以上(4.8ha)である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	愛南町が施工し、一本松町土地改良区が農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	施設の利用・運営は水利組合で行うが、女性耕作者にも施設の利用・運営についての実施内容の説明や意見の徴取を行う等、組合員としての参画の場を設けており適切である。

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	比較設計等により経済的な工法を検討するなどコスト削減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附属施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	パイプラインについては、更新整備であるため現況施設敷内で整備する方針であるが、新設する貯水施設および配水施設の用地については、事前に地権者と交渉を行い、概ね了承を得ており、施設用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	愛南町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事委託については、一般競争入札にて執り行う予定である。なお、入札に付す案件については、愛南町条件付一般競争入札実施要項の他、HP等にて公表している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	農業用排水施設については、一本松町土地改良区において、適正に管理・運営を行う。また、その他の工種についても土地改良区が中心となって管理していく。
取支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか、また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)	—	他の事業への重複申請はない。

2 個別事業について (愛南地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施工にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づき構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	土木構造物等は、土地改良事業計画設計基準(農林水産省構造改善局)に基づき検討を行い安全性を確保する。また、設計・施行等においては、愛南町土木工事検査基準により実施予定であり検査体制は確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)により、コンクリート造17年アスファルト舗装10年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 費用対効果算定要領により、適正に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	事業メニュー45番であり、投資効率を1.0とみなした事業。(プロ交付費用対効果算定要領19企第106号第2の2の(3)の規定による。)
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	事業主体は愛南町であり、要件類別4のの要件を満たしている。 ・農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する愛南町計画の整備区域である。 ・既存の産直施設を農家とサイクリストが触れ合える拠点施設として位置付けており、産直施設への入込客数や販売額の増加が見込まれ施設利用者と農家の交流が図られる。このことから、産直施設の組合員は農家であり、受益者3戸以上を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれはないか	○	愛南町が施工し、愛南町が持続的な維持保全を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	既存の産直施設に駐輪場を整備し、農家とサイクリストが触れ合える拠点施設として位置付けており、産直施設への入込客数の増加が見込まれ施設利用者や農家の交流が図られる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし。

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	施設の利用・運営は町で行うが、産直施設の女性部会員にも施設の利用・運営についての実施内容の説明や意見の徴収を行う等、女性部会員としての参画の場を設けており適切である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	比較設計等により経済的な工法を検討するなどコスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	○	基準の範囲内である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	愛南町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事委託については、一般競争入札にて執り行う予定である。なお、入札に付す案件については、愛南町条件付一般競争入札実施要項の他、HP等にて公表している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	整備施設については、愛南町が適正に管理・運営を行う。
取支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	—	他の事業への重複申請はない。

2 個別事業について (御荘地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施工にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見直しはあるか	○	建築基準法に基づく検討を行い安全性を確保する。また、設計・施行等においては、愛南町土木工事検査基準等に準じて実施予定であり検査体制は確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)により、荷捌施設(建物:鉄筋コンクリート造・工場(作業場を含む)・その他)38年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領(19企第106号)に基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効率は、1.28である。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	対象地域は過疎・特定農山村地域である。また、事業主体は愛南漁業協同組合であり、実施要領別表2の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	交付金は、事業主体である愛南漁業協同組合に交付され、また、事業主体が適正に管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	現在、御荘湾で2つにわかれている愛南漁業協同組合の南内海支所と御荘支所を統合し、市場業務の効率化及び漁業者の利便性向上を図るための施設であり、適切である。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	愛南漁業協同組合の南内海支所と御荘支所の利用形態を基礎としており、適切である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	設置場所は、製氷施設や国道56号線に隣接しており、有機的な連携が可能となっている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	愛南漁業協同組合の女性部の参画があり、適切である。

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	過去4年の実績値や現況利用状況を基に算定した荷捌施設の整備単価は53千円/㎡であり、近隣の平成11年度に整備された深浦本所の整備単価50千円/㎡に対して、建設時期及び規模等を勘案し適正と認められ、過大な積算となっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	必要最小限の規模・設備となるよう検討し、活魚水槽は地域の中古品を活用するなどコスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	施設の機能強化を図る最小限のものとして、漁業者・仲買人・職員等の駐車施設を整備する。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	備品は必要性を十分検討し、汎用性の低いものを選定している。 具体的には、鮮魚計量の迅速化のため鮮魚用コンテナのサイズに合わせた専用の計量器1台を整備する。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	設置場所は、製氷施設や国道56号線に隣接しており、漁業者や施設利用者の利便性に優れ、適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	町有地であり、施設用地は確保されている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	愛南漁協において、漁業近代化資金の融資を受けて資金調達することを、漁協の理事会で承認済である。償還計画についても同理事会で検討承認済である。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	工事委託については、一般競争入札にて執り行う予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	愛南漁協において維持管理計画書を策定し、適正に管理・運営を行う。
取支を伴う施設等にあつては取支計画を策定しているか、また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	取支計画については、税理士による経営診断を受け適正であると判断されている。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)	—	他の事業への重複申請はない。